

木津川市教育振興基本計画策定委員会条例

(設置)

第1条 木津川市における教育の振興に関する基本的な計画の策定に関し、必要な事項を調査及び審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、木津川市教育振興基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、木津川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、本市の教育の振興に関する基本的な計画の策定に関し、必要な事項について調査及び審議を行い、その結果を答申する。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 策定委員会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が任命又は委嘱する。

- (1) 教育に関する学識経験を有する者
- (2) 木津川市立幼稚園、小学校及び中学校の校（園）長
- (3) 木津川市立幼稚園、小学校及び中学校の保護者
- (4) 木津川市社会教育委員
- (5) 公募により選ばれた市民
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、任命又は委嘱した日から教育振興基本計画策定完了の日までとする。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を任命又は委嘱することができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会は、特別の理由が生じた場合は、委員を解任又はその委嘱を解くことができる。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長1名を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は当該会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議において議決すべき案件があるときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係人その他の委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、教育振興担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において、この条例に規定する機関の委員に相当する委員として教育委員会に任命又は委嘱されているものは、この条例の相当規定により任命又は委嘱されたものとみなし、その任期は通算する。